

日本の国家・産業情報保全体制 の欠点と対策

松村昌廣

桃山学院大学法学部教授

2019年7月26日(金)



桃山学院大学
Momoyama Gakuin University

国家体制の変遷

- ⊗ 明治憲法下での列強の地位の獲得と安全保障優先
国家(National Security State)の構築
- ⊗ 戦時体制
- ⊗ 敗戦による崩壊
- ⊗ 「平和」憲法下での恒久的平時体制
 - ・有事を想定しない
 - ・軍隊を保持しない
 - ・自衛隊は法制的には「警察 + α 」
- ⊗ 国際環境の変容とともに漸進的変容

秘密保全法制： 戦前

- ❌ 出版条例 (M2)
- ❌ 要塞地帯法 + 軍機保護法 (M32)
- ❌ 陸軍軍機保護法施行規則 + 海軍軍機保護法施行規則
- ❌ 刑法 (M40)、陸軍刑法 (M41) + 海軍刑法 (M41)
- ❌ 軍機保護法・改正 (S12)、国家総動員法 (S13)
- ❌ 軍用資源秘密保護法 (S14)
- ❌ 国防保安法 (S16)

米国のケース

- ⊗ 国防保安部（Defense Security Service、産業セキュリティー現場監督、教育・訓練）
→捜査部門はOffice of Personal Management
へ移管
- ⊗ ペンタゴンに特別司法警察（多数の文民捜査官）
 - Defense Criminal Investigative Service
 - Army Counterintelligence
 - Army Criminal Investigative Service
 - Air Force Office of Special Investigation
 - Naval Criminal Investigative Service
 - Marine Corps Criminal Investigative Service
- ⊗ 軍法会議
- ⊗ 司法（"in-camera review"; Classified Information Procedures Act (CIPA) 法廷での「秘」の開示を制約）



日本に必要な制度改革

- ❖ 防衛省に特別司法警察部局（文民捜査官を含む）……参考、厚労省麻取
- ❖ 検察に特別部局（担当検事にはセキュリティー・クリアランスを適用）
- ❖ 安保・防衛に関する東京地裁支部（特別）、特別高等裁判所の設置と日本版CIPAの制定……参考、知財高裁